

南宋臨安の食糧問題

高橋 弘 臣

はじめに

南宋の都臨安は、末期には人口が百万人を越えていたとの説もあり、活発な商業活動が営まれ、娯楽も発達する等、非常な繁栄をとげたといわれる。しかしその一方で様々な都市問題が発生し、官（中央政府・臨安府）はその対応に追われていた。臨安で発生した都市問題のうち、火災の頻発・治安維持・飲料水確保の困難・城内外を流れる運河の淤塞等に関しては比較的詳しい検討がなされているので、本稿は研究の乏しい食糧問題、中でも重要と思われる飢餓について取り上げてみたい。

南宋臨安の食糧問題や官側の対応に関しては、寺地遵氏が公田法の背景を検討した論考において検討がなされている^②。寺地氏は、南宋の臨安は主に外部からの流入によって人口が過剰となり、しかもそのほとんどが官から支給される食糧（米）に依存していたため、都市の運営・秩序維持には物価（米価）や食糧供給の安定が不可欠であり、それには食糧を備蓄しておく巨大な倉庫が必要であったと指摘される。そして南宋時代後半を検討の対象に取り上げ、淳祐年間（一二四一～五二）に倉庫の新設・拡張が行われたのは、嘉熙四年（一二四〇）に臨安を見舞った飢餓の後、

官の側が食糧備蓄の必要性を痛感したからであり、景定四年（一二六三）以降公田法が実施されたのも、景定三年に臨安が飢餓に襲われた後、やはり食糧の備蓄が必要とされ、公田の租米を倉庫に収納するためであったと述べられている。寺地氏の論考以外では、宋代の救済制度・救済政策に関する研究の中で、主に臨安で官が実施した賑糶・賑濟等の対策について、制度史的な側面から言及がなされている^③。

これらの先行研究を通観すると、次の課題が指摘されるようである。第一に、そもそも臨安で発生した食糧不足、飢餓の具体的な状況が十分明らかにされていない。第二に、飢餓の発生させる原因として、人口の流入とそれに伴う人口の増大が指摘されている。しかし諸史料を通観すると、他にも外的な原因が作用していたことに気づかされる。飢餓の背景や原因を検討するには、臨安と外部との関係をより一層重視する必要がある。第三に、臨安で官が行った飢餓対策に関しても、寺地氏の論考は倉庫の整備が中心であり、その他の先行研究は臨安のみを対象としておらず、対策の全貌や個々の対策の関連等が必ずしも解明されていない。

本稿は以上の諸点を踏まえ、臨安で発生した飢餓の状況や原因、官による飢餓対策について検討を行ってみたい。かかる検討によって、臨安の食糧供給システムとその問題点、行政・社会の実態等は言うまでもなく、南宋の都・江南の都市としての臨安の事情や特徴等の一端が垣間見れるのではないかと思われる。また冒頭でも述べた如く、臨安は南宋の都として繁栄を謳歌し、ともすれば明るく華やかな都市であったとのイメージが抱かれる。しかし飢餓に対する検討を通じて、そうしたイメージとは異なる、臨安の別の一面を描き出すことも可能となるであろう。なお本稿では『宋会要輯稿』を『宋会要』、『建炎以来繫年要録』を『要録』、『宋史全文統資治通鑑』を『宋史全文』と略記する。

一 飢餓の状況とその原因

1 飢餓の状況

臨安で発生した飢餓には、「闕食」「艱食」等と表記される比較的軽度なものから、「饑」、さらには「大饑」「大荒」等と表記される、餓死者の出るような深刻なものもあった。⁽⁴⁾ 臨安において発生した飢餓について概観すると、表1の通りである。

これを見ると、臨安は隆興二年～乾道元年（一一六四～六五）、淳熙八年～九年（一一八一～八二）、紹熙五年（一一九四）、嘉泰三年（一二〇三）、嘉定元年～二年（一二〇八～〇九）、嘉熙四年（一二四〇）に、「饑」「大饑」と称される飢餓に見舞われており、餓死者が出たり、子どもの遺棄が行われたりするといった悲惨な事態の発生したことが知られる。そこでこれらの飢餓のうち、隆興二年～乾道元年、嘉定元年～二年、嘉熙四年の飢餓の状況について、他の史料も引用しながら、もう少し具体的に紹介してみたい。

隆興二年～乾道元年の飢餓に関しては、『宋会要』食貨五八―四「賑貸」、乾道元年二月十一日条に「中書門下省言わく、臨安城内外、饑民頗る多し」とあり、同書食貨六〇―一四「恩惠」、乾道元年二月二六日条に見える監察御史程叔達の言に「今飢民城外に聚り、而して就粥する者数万人を下らず」とあり、多数の、数万人を下らない飢えた人々が臨安の城外に集まったという。四月になっても、五日に一度米の支給を受ける飢民が五千二百七十四人いた。⁽⁵⁾ また『歴代名臣奏議』卷二四六「荒政」には、兵部侍郎胡銓の上疏として

是時（乾道元年）四方客旅、斗米博一婦女、半斗易一小兒、左右前後之人、不以実告、致仁聖之沢、不被於死徙之民、非陛下不卹民也。此亦當時謀国者、不能先事而圖之過也。

表1 臨安における飢餓の状況一覧

年号	年	月	日	飢 餓 の 状 況	出 典
紹興	5	12	9	雪寒により細民鬻食す。	『宋会要』食貨 59-25
	19	2	辛巳	浙東からの飢民、都市（臨安）に行乞し、餓死する者あり。	『要録』卷 159
	31	正	22	雪寒により細民艱食す。	『宋会要』食貨 59-36
隆興	2	8	23	臨安府米価増貴し、細民艱食す。	『宋会要』食貨 59-40
乾道	元	春		行都大いに饑え、殍徙する者あげて数うべからず。	『宋史』卷 67 五行志
	9	閏正	17	雪寒により細民艱食す。	『宋会要』食貨 58-12、 食貨 59-52
淳熙	8	冬		行都饑う。	『宋史』卷 67 五行志
	9	春		行都饑う。	『宋史』卷 67 五行志
紹熙	5	冬		行都饑う。	『宋史』卷 67 五行志
嘉泰	3	夏		行都艱食す。	『宋史』卷 67 五行志
嘉定	元			是の歳、行都亦饑う。	『宋史』卷 67 五行志
	2	冬		行都大いに饑え、殍者市に横たわり、道に多く児を棄つ。	『宋史』卷 67 五行志
	3	4	12	臨安府城内外の細民、病に因り或いは鬻食を致す。	『宋会要』食貨 58-28
	9			行都饑え、閭巷に殍有り。	『宋史』卷 67 五行志
嘉熙	4			臨安府大いに饑う。	『宋史』卷 67 五行志
景定	3			京城大いに饑う。	『宋季三朝政要』卷 3

とあり、この時臨安では食糧を手に入れるため、人身売買も行われていたことが知られる。なお『宋史』卷六二「五行志」に「乾道元年、行都及び紹興飢え、民大いに疫し、浙東・西も亦之の如し」とあり、この頃臨安を含む両浙地方では疫病も流行していた。⁶⁾ 右に紹介した『宋会要』食貨「恩惠」、乾道元年二月二十六日条の後文に「頗ぶる聞く、漸く病む者有り、斃れる者有るを」とあり、この記事に続く二月二十九日条の詔に「臨安府見（現）に飢民を賑濟するを行う。訪聞するに其の間多く疾病の人有り。窃に薬の服餌するを闕くを慮る」とあるのは、臨安における疫病罹患者の増加を示していると考えられる。

嘉定元年（二年）にかけて発生した飢饉は、とりわけ深刻且つ悲惨であったようである。まず嘉定元年十二月、『宋会要』食貨六八一—一〇四「賑貸」、同年同月八日条に

臣僚言、都城近日糶價增長、細民艱食、嗷嗷然皆謂、目今米斗一千。

とある通り、米価が一斗あたり千文（即ち一貫、一升に換算すれば百文）にまで騰貴し、細民、即ち下層民が米を購入できずに艱食する事態となった。因みに臨安の米一升の価格は、南宋初期の混乱期には百文ということもあったが、十二世紀後半から、十三世紀前半の寧宗時代（一一九四—一二二四）までは、十五、六文を中心に、十二、三文（二十四、五文の間を上下していた。そして理宗時代（一二二四—六四）以降は五十文を超えるケースが出現している。一升百文という価格は、当時としては頗る高額であるといえよう。翌年になると『宋会要』食貨六八一—一〇六「賑貸」、嘉定二年十二月十四日条に

臣僚言、都城内外、一向米価騰踴、錢幣不通、閭閻細民、饘粥不給、為日已久。今又值大雪、無從得食、羸露形体行乞於市、凍饑号呼僅存、喘息纍纍不絕、閉門絕食、枕籍而死、不可勝數。甚者路傍亦多倒斃、棄子於道莫有顧者。

とあり、寒さも加わつて細民の中には餓死・凍死する者が出ただけでなく、子どもを路傍に遺棄する等の事態が起こっていた。また『歴代名臣奏議』巻二四八「荒政」所載の、寧宗時代に書かれた袁燮の輪對筭子には、この時の飢饉に
関して

近而京輦米斗千錢、民無可糶之資、何所得食。固有餓而死者、有一家而數人斃者。

とあり、一家で數人の餓死者の出るケースがあつたことを伝えている。同書卷二四七「荒政」が載せる秘書省著作侍郎楊簡の上奏には

在都城之内、民有餓而奪市食者乎。又知、有父子俱餓、知必不能俱生、遂沈其子女於江者乎。臣所聞已不一、而況於所不聞乎。都城之東、有其婦憫舅姑之餓曰、婦當鬻身助給舅。姑聞其言、自經死。舅知姑死、舅又自經死。子婦知父母死、又自經死。婦以舅姑及夫俱死、又經死。又有取小兒、烹食之者。嗚呼、痛哉。近在輦轂之下、而餓死者至於此極、而況於遠者乎。

とあり、臨安城内外では食物をめぐる略奪が発生したこと、将来を悲観して子どもを殺害する者が出たこと、舅姑が飢えに苦しむのを見た嫁が、身売りして舅を助けると言つたところ、その言を苦にした舅が自殺し、それを見た姑、息子が次々と自殺し、最後には嫁まで自殺するという悲惨な事件が起こつたこと、喫人が行われていたこと等が知られる。食物をめぐる騷擾の発生については『兩朝綱目備要』卷一一、嘉定二年十一月丙辰条の割注にも

是冬……時都城米餽踴貴、楮幣不通、乞丐之人有羣攫餅餌于伝法寺前者。

とある。なお『宋会要』食貨五八―二七「恤災」、嘉定二年三月二十九日条所載の御筆に「訪聞するに都城疾疫流行し、細民の死する者日に衆し」とあり、『宋史』卷六二「五行志」にも「〔嘉定〕二年夏、都民の疫死するもの甚だ衆し」とある通り、臨安では飢饉とともに疫病も流行し、惨状に拍車をかけていた。⁽⁸⁾

嘉熙四年の飢餓の様子に関しては、杜範の『杜清献公集』巻一〇「吏部侍郎八月已見筍子」に

物価騰踊、昔固有之。而升米一千、其增未已、日用所需十倍於前、昔所無也。民生窮瘁、昔固有之、富戸淪落、十室九空、竈罕炊煙、人多菜色、昔所無也。……愁嘆之声相聞、怨怒之氣滿腹、里巷聚語、首問粒食之有無、次議執政之然否、丐于道、投于江、往往有之。

とある。即ち物価が騰貴して米一升が千文を超える勢いを見せていること、民が追い詰められて憔悴し、富戸は凋落し、竈から煮炊きの煙は上らず、飢えた人々の血色の悪いことはかつてない程であった。また愁嘆の声が聞こえ、怨みと怒りの気が満ち、街頭に人々が集まればまず食糧の話をし、次いで官の飢餓対策の当否について議論する、飢えた人々の中には道ばたで物乞いをしたり、前途を悲観してであろう、錢塘江に身投げして自ら命を断つ者もいる、という状況であった。同書巻一一「上已見筍子」には

京城細民、無所得食、棄擲幼孩、啼号載路、而結衣牽裳、拳家沉江者日日有之。

とあり、臨安の細民は食糧が手に入らず、子どもを遺棄したり、中には一家心中する者まで出たと記されている。一方『宋季三朝政要』巻二には、嘉熙四年の飢餓について

都城大荒、飢者奪食於路、盜於隱處、掠売人以徼利、市中殺人以売、日未晡、路無行人。

とあり、食糧を得るため人身売買が行われたり、人を殺してその肉を売買するという事態が発生していたことを伝えている。以上に紹介した史料の中には当然誇張も含まれているであろうが、臨安が時として深刻な飢餓に襲われていたことは十分明らかになろう。

2 飢餓の原因

臨安において、飢餓はなぜ発生したのであるうか。飢餓発生の主な原因としてまず指摘されるのは飢民、飢餓人口の増大である。臨安には、史料の上で「細民」「貧民」「貧乏之人(家)」「小人」「小民」等と称される下層民が多数居住しており、十二世紀後半には、その数は城内外で二十万人を超えていたことがうかがえる⁹⁾。下層民の中には鰥寡孤独、乞丐等と称される、自存自活することのできない浮浪者・物乞いの類がいた。彼らは都市社会の最下層に位置する人々であり、絶えず飢餓状態に置かれていたと云って過言でなく、冬期には特にそれが甚だしくなった。また臨安ではかかる基層的な飢民以外にも、様々な原因によって人々は飢餓に陥った。飢民が増大する原因として指摘されるのは、以下の諸点である。

第一に、下層民の中には、上記の乞丐・鰥寡孤独等の他に、屋外で日雇い労働や零細な商工業に従事して僅かな日銭を稼ぎ、それで食糧(主として米)を購うとともに、長屋のような借家に家賃を払って住む人々が存在した。こうした人々は米価が高騰した場合¹⁰⁾、貧しさ故に米を買うことができず、飢えることとなった。また冬期に厳しい寒さが続いたり、冬期以外でも長雨が続きたりすれば、仕事ができなため収入の道を絶たれ、たちまち飢餓に追い込まれた。表1で紹介した、紹興三十一年正月に雪寒のため細民が艱食したという事例は、そのような状況を指していると考えられる。長雨に関わる記事としては『宋会要』食貨五八―三一「恤災」、嘉定九年六月二十六日条に

殿中侍御史兼侍講黃序言、邇日雨澤兼旬、京城閭巷、至有累日突不黔者、或饑餓所迫、死於非命。

とある。黄序が懸念しているのは、雨が二十日余りも続いたため下層民が失業状態に陥り、煮炊きのできない者(突の黔からざる者)、即ち食事を摂れない者の中から餓死者が出ることであろう。この時「行都饑え、閭巷に殍有り」という事態が発生した(表1)のは、かかる懸念が現実化したものと言えよう。

第二として、臨安では火災が頻発した他、時に水害等も発生しており、被災者が住居や生活の手段を失い、飢えるということもあった。『宋会要』食貨五九一三三「恤災」、紹興三年九月十一日条に

宰臣朱勝非等言、九日夜、朝天門外居民遺火、延燒頗広。上（高宗）惻然曰、細民焚其室廬、生聚何從得食、必有甚失所者。

とあり、朝天門外一帯で起こった火災で被災した細民が失所し、飢餓に陥ることが懸念されている。また同書食貨五八一七「賑貸」、淳熙十四年六月二十二日条には臣僚の言として

臨安府宝蓮山居民、遺火延燒屋宇、及毀拆問架、無慮五七百家。其家多是浮食細民、頓喪生理、狼狽失所。況当盛暑、老幼暴露、卒未着業、委實可憫。

とあり、宝蓮山の居民で火災を被った細民が生業を失い失所したと見えている。こうした人々も飢餓状態にあったであらう。

第三に、臨安には大量の流民が流入するという事態がしばしば発生した。流民は兩浙・淮南や臨安府に付属する属県（錢塘・仁和・余杭・臨安・富陽・於潛・新城・塩官・昌化の九県）が水・旱・蝗害等の天災に見舞われ、饑饉が起きた際に発生し、食糧を求めて臨安へ流移してきた。また金との間に戦争が起こった場合、戦場となる国境の淮南から、後述する如く一度に十数万〜多い時で百万人にも達するといわれる人々が戦乱を避けて江南へ流移し、その一部がやはり食糧を求めて臨安へ流入した。金が滅んだ後、モンゴルとの戦争に際しても、淮南からの流民が臨安へ移動してきたことがうかがえる。¹³ 流民の多くは臨安にたどりついた時、着の身着のままの飢餓状態にあった。表1で紹介した、紹興十九年に浙東が饑饉に襲われ、そこで発生した流民が臨安へ流移し、中には餓死する者がいたという記事はその一例である。また『宋会要』食貨六八一九八「賑貸」、慶元元年（一一九五）正月十五日条において、権工

部侍郎兼知臨安府の徐誼が「今歲淮浙水旱あり、流離の民漸く市廛に集まり、其の勢養わざるべからず」と上言し、淮南・江浙からの流民を救済せざるを得ないと要請しているのも、彼らが飢えていたからに他ならない。

困窮した下層民や流民等の飢えた人々が増大するとともに、食糧の供給が減少することも、臨安における飢餓発生の背景には存在した。臨安では、その周辺で生産される米のみで住民の食糧需要を充足することはできず、住民の食用米は浙西路を中心とする、外部から運び込まれる米に依存していた。北宋時代の史料であるが、元祐四年（六年）（一〇八九〜九二）にかけて知杭州をつとめた蘇軾の『蘇軾文集』卷三〇「論葉温叟分擘度牒不公狀」に

又緣杭州自來土產米穀不多、全仰蘇・湖・常・秀等州般運斛對接濟。

とあり、南宋時代に関しては呉自牧の『夢梁錄』卷一六「米鋪」に

毎日街市食米、除府第官舍宅舍富室及諸司有該俸人外、細民所食、每日城内外不下一二千余石、皆需之鋪家。然本州所頼、蘇・湖・常・秀・淮・広等処客米到来、湖州市米市橋・黒橋、俱是米行接客出糶。

とある。これらの史料によれば、杭州・臨安の住民は浙西路の平江路（蘇州）・湖州・常州・嘉興府（秀州）の他、淮南・広州等で生産され、客商によって運び込まれる米を食用としており、その量は細民が食べる分だけで一日千〜二千石にも達していたとい¹⁵う。膨大な量の米が毎日臨安へ運び込まれ、住民の食糧需要を満たしていたのである。因みにこうして臨安へ届いた米は、城外に店舗を構える卸商が一旦買い上げ、牙人の手を経て城内外の鋪戸（小売を行う米屋）に卸売りされ、住民へと販売され¹⁶た。

臨安が米の供給を仰いでいる地域、特に浙西路が水・旱・蝗害等に見舞われたりして米の生産が低下した場合、臨安への米の供給は減少し、住民を食糧不足、さらには飢餓へと追い込むことになった。右に引用した「論葉温叟分擘度牒不公狀」の続きに

若數州（蘇・湖・常・秀州等）不熟、即杭州雖十分豊稔、亦不免為饑年。

とあるのは、そうした事情を端的に物語るものである。また宋金間で戦争が行われれば、淮東方面に駐屯する軍隊の軍糧に対する需要が高まり、浙西路の米は和糶され、淮東の軍糧に充当された¹⁷。このようなことも浙西路の米を減少させ、臨安への米の供給低下、住民の食糧不足、飢餓を引き起こしたと考えられる。

さらに浙西路の米は、主に大運河によって臨安へ運び込まれていたため、運河が淤塞したり涸れたりして、米の運搬に困難や支障が生じれば、臨安において米価の高騰、食糧の不足、飢餓の発生を招くこととなった。後に述べる如く、隆興二年（乾道元年）にかけて発生した飢餓は、運河の淤塞がその一因であったし、嘉熙四年の飢餓も、『宋史』卷四一九徐榮叟伝に

嘉熙四年、拜右諫議大夫、入对言、自楮幣不通、物価倍長、而民始怨。自米運多阻、粒食孔艱、而民益怨。此見之京師者然也。

とあり、『杜清献公集』卷二「上巳見筍子」もこの時の飢餓の様子を

河運不通、斗米十千、又復日長、京城細民、無所得食。

と記しており、やはり運河が不通となり、臨安へ米を搬入できなくなっていたことが背景にあったと見られる。

臨安において、飢餓を発生させた主な原因として指摘されるのはおよそ以上の諸点であり、特に流民の流入と食糧供給の減少が重なった時に、「大饑」「大荒」等と称される、餓死者の出るような大規模且つ深刻な飢餓が発生したことがうかがえる。そこでそうした状況について、隆興二年（乾道元年）の飢餓を例に取り、具体的に検討してみたい。

この時の飢餓に先立ち、紹興三十一年九月、宋・金間で戦争が起こった。戦争は乾道元年正月に終結したものの、『宋史』卷六七「五行志」に「隆興二年」淮民の江南に流徙する者數十万」とあり、『宋会要』食貨五八―三「賑貸」、

隆興二年十一月十九日条の臣寮の言に「淮南より流移する百姓、見（現）に江浙州軍に在るもの無慮十数万」とある如く、淮南から江南へ十数万〜数十万人といわれる人々が移動した。かくも大量の人々が移動したのは、一つには言うまでもなく戦場となった淮南から戦災を逃れるためであり、それに加えて同書食貨五八―二「賑貸」、隆興二年八月二十日条の詔に「訪問するに淮東に被水の去処有り、人戸遷徙す」とある通り、淮南が水害に襲われ、人々が飢えていたからである。淮南から江南へ移動した流民の一部は、臨安へ流入したと考えられる。

また『宋史』卷六一「五行志」に

隆興元年八月、浙東西州県大風水、紹興・平江府・湖州及崇徳県為甚。二年七月、平江・鎮江・建康・寧国府、湖・常・秀・池・太平・廬・和光州、江陰・広徳・寿春・無為軍、淮東郡皆大水、浸城郭、壞廬舍・圩田・軍壘、操舟行市者累日、人溺死者衆。

とあるように、隆興元年・二年には淮南以外に両浙・江東も水害に見舞われており、そこからも流民が発生した。浙西路に関しては『宋会要』食貨五八―三「賑貸」、乾道元年正月二十一日条に

詔、浙西州軍被水災去処、已令賑濟。訪問、湖・秀州流移之人甚衆。

とあり、湖州・秀州で大量の流民が出たと見えている。同書食貨六〇―一三「恩恵」、乾道元年正月二十二日条が載せる権発遣臨安府薛良朋の上言中に

近縁浙西州軍水傷、尚有飢貧人戸、多在本府城内外求乞、窃慮闕食。

とあり、浙西路の水害によって飢え、貧窮した人々が臨安城内外で食を求めていると記されている。浙西路で発生した流民が、臨安まで流移していたことが知られよう。同書食貨五八―三「賑貸」、乾道元年二月三日条の詔には

両浙・江東州軍、縁去歲間有水傷去処、致今春米価翔踊、細民流移、甚可矜恤。仰守令、多方措置賑濟。

とあり、而浙・江東の州軍と見えているから、浙西路以外に浙東・江東路においても、水害に伴い流民が発生したのである。同書食貨六〇―一三「恩惠」、隆興二年十二月二十二日条は、権發遣臨安府薛良朋の上前を次のように記す。

臨安府近城、多有飢貧之人。……日來多有鄉村及毗近州縣飢貧人戶、聞知本府賑給米斛、乘勢前來陳乞支請。若或一概支給、竊慮人衆所支米斛至多、若不賑給、又恐有失朝廷寬恤之意。

臨安で米を賑給（賑濟と同義、米や錢の無償給与を指す。賑濟については後述）していることを聞きつけた近隣の郷村や州県の貧しく飢えた人戸が、食糧を求めて臨安へ押しかけて来たというのであるが、彼らの中には浙西路以外に、浙東・江東路から流移してきた者も含まれていたと考えられる。『歷代名臣奏議』卷二四六「荒政」に

〔兵部侍郎胡〕銓又上疏曰……窃聞、乙酉（乾道元年）之歲、北關門外民戶流移・疾疫五万余人、以一門外計之、則諸門可見。

とある。乾道元年には北關門（余杭門）の外だけで流民・疫病を患う者が五万余人存在したと記される如く、流民の数は数万人規模に達していたのである。前項で紹介した「今飢民城外に聚り、而して就粥する者数万人を下らず」（『宋会要』食貨六〇―一四「恩惠」、乾道元年二月二六日条）とある中の数万人を下らぬ飢民も、流民がその多くを占めていたであろう。

こうした一方、臨安が米の供給を主に依存していた浙西路では、『宋会要』食貨四〇―三九「市糴糧草」、隆興二年十月十四日条に

近縁今夏及秋雨水為災、浙西州縣多損民田、而江東圩田亦因水衝蕩、少有存者。其兩路所納苗米、除減放外、必不及分數。

とある如く、水害を受けて米の生産が低下し、秋苗の徴収を減免しなければならなかった。それにもかかわらず、宋

金が戦争状態にあつたため、同路の米は和糶され、淮東に駐屯する軍隊の軍糧に充当された。同書食貨四〇―三五「市糶糧草」、隆興元年七月二十五日条に

戸部言、内外不住添屯軍馬、合用糧斛、比旧増広数万浩瀚。今来秋成不遠、理宜措置收糶添助支用。今且以每石作二貫文、除湖北京西路就用去処、已降本錢外、欲科降去年和糶米支使不尽本錢、并支降度牒見錢關子等、今逐路転運司拘收、照応市価低賤去処、依時価尽本通融、收糶好米。欲、浙西路糶四十万碩、支降本錢八十万貫、糶到米除撥付淮東総領所、補椿積米一百万石数外、余并赴平江府・鎮江・常州安頓。

とあり、軍糧として用いる米の額が膨大であるとして隆興元年七月、戸部の上言に従い、浙西路で本錢八十万貫を用いて米四十万石が和糶された。その一部は平江・鎮江府、常州に備蓄されたが、淮東総領所へ送られた分もあつたといふ。かかる措置は水害によつて生産が低下し、ただでさえ減少していた浙西路の米を一層減少させた筈である。『宋会要』食貨四〇―四一「市糶糧草」、乾道元年二月二十五日所載の司農少卿張宗元の上言に

今歳米価、比之常年、増加兩倍以上。兼浙西自此以後、米穀日少、必艱糶及通年之數。

とあるのは、そのような事情の一端を伝えているのであろう。さらに『宋会要』食貨五三―二九「義倉」、隆興元年十二月二十五日条の詔に

臨安府近縁河道淺狹、客米輿販未至、深慮民庶艱食。

とあり、この時浙西路から米を輸送する大運河の河道が臨安の近くで埋もれて浅くなり、臨安へ米を運ぶ客商の船の航行に支障をきたすといった事態までも発生していた。右に述べた如く臨安への米の供給が減少する反面、数万人に及ぶ飢えた流民が流入したことに加えて、冬期には臨安在住の下層民でも飢餓に陥る者があり、かくて飢えた人々の数が急増し、餓死者まで出る深刻な飢餓が発生したと考えられる。¹³⁾

二 対策

臨安は都であるが故に、飢えた人々が暴動でも起こせば、最悪の場合、国家の転覆といった事態につながりかねず、官は飢餓対策に力を入れざるを得なかった。また臨安は皇帝のお膝元であり、皇帝の徳や恩沢を示すためにも、飢えた人々を放置するわけにはゆかなかつた。本稿では臨安で実施された飢餓対策のうち、賑糶・賑濟・施粥、倉庫の整備、勸分、招商・閉糶の禁止等について取り上げ、検討を加えてみたい。¹⁹⁾

1 賑糶・賑濟・施粥

臨安における飢餓対策の中心を占めていたのは賑糶・賑濟である。賑糶とは市価よりも安く米を出售する措置、賑濟とは既に述べた通り米や銭の無償給与を指す。臨安では米価が騰貴すると、賑糶が行われた他、冬期や長雨等の際に下層民が失業して困窮し、市価で米を購入できなくなったりした場合にも、賑糶が実施された。『宋会要』食貨五九―四〇「恤災」、隆興二年（一一六四）八月二十三日条に「詔すらく、臨安府は米価増貴し、細民艱食す。常平〔倉〕をして米二万石を出して賑糶せしむ」とあるのはその一例である。なお同書食貨五九―三六「恤災」、紹興三十一年（一一六一）正月二十二日条に「詔すらく、雪寒により細民艱食す。臨安並びに属県をして常平米を取撥し、市価に依りて半分を減じ、官に委ねて四散し、場を置き広く糶すること十日ならしむ」とある如く、賑糶の際に臨安では、米は市価の半分で出売されることが一般的であった。また場と称される米の販売場が設けられ、一日に一定時間開場された。賑糶の対象者があらかじめ抄筒（リストアップ）されることもあった。²⁰⁾

着の身着のままの流民が大量に臨安へ入って来たり、下層民の困窮が甚だしくなったりして、賑糶された安価な米

さえ購入することのできない、文字通り無一文の飢えた人々が増加した場合には、賑濟が実施された。賑濟の具体例として『宋会要』食貨六〇―一二―一三「恩恵」、隆興二年十二月十二日条に

權發遣臨安府薛良朋言、本府奉詔取撥常平米、委兩通判賑給飢貧乏人。今措置、分委曹職官、同廂官于在城并城南北廂巡門抄筭、実係飢貧別無經營之家、及流移人、開具姓名（名の誤り）、支米半月大人毎口一斗五升、小兒減半、委兩通判、踏逐城南北廂寬闊寺院、置場照関子支給。

とある。即ち權發遣臨安府薛良朋の上奏に基づき、城内外に曹職官・廂官を派遣して賑給即ち賑濟を行うことになったのであり、具体的には「飢貧にして別に經營無きの家及び流移の人」、即ち臨安在住の下層民・貧民で現在生活の手段がなく飢餓状態にある人々、及び外部からの流民を抄筭し、城内外の寺院に場と呼ばれる支給所を設け、常平米（常平倉に収納される米）を撥し、通判に委ね、関子（米の引換券）に照らして大人一人あたり半月分の食糧として米一斗五升、子どもにはその半額を支給した。この時賑濟が行われたのは、淮南や浙西から臨安へ流民が押し寄せていたと考えられ、また冬期に入って下層民が困窮の度を増し、その結果、賑糶米さえ買えない、貧しく飢えた人々が増大したためであろう。因みに半月分の食糧として一斗五升ということは、一日分は約一升であったことになる。

また火災で焼け出された人々に対しても、賑濟が行われた。『宋会要』食貨五九―二三「恤災」、紹興二年八月九日条に

詔、臨安府被火百姓、許於法慧寺及三天竺寺等處權安泊、応客店亦許安下。……内孤貧不能自存之人、令戶部省倉支米二千碩、付臨安府賑濟、仍開具賑濟過人数、以聞。

とあり、被災者の中で自存できない者に対し、賑濟が実施されているのはその一例である。物乞い・浮浪者に対しては、官は養濟院・安濟坊等の救済施設へ収容して銭米を支給し、病人には治療・施薬を行った他、冬期に飢えるのを

予防するため、冬の初めから春までの一定期間、賑濟を実施した。臨安において、冬期の賑濟を命じる詔は、紹興年間（一一三三～一六二）から度々出されているが、最も内容的に整備されたのは隆興元年の次の詔である。即ち『宋会要』食貨六〇―一二「恩恵」、同年十月十四日条に

詔、天氣尚寒、其街市飢凍乞丐之人、令行指置養濟、可令臨安府自十一月一日為始、其合用錢米并約束事件、并依節次指揮、每歲飢凍乞丐之人、令臨安府措置養濟、率以十月十五日抄節、十一月一日為始、俵散錢米、至次年

二月終住支、大人日支米一升・錢一十文足、小兒減半。以二月天氣尚寒、後降指揮又展半月、逐年遂為常例。とあり、十月十五日までに乞丐を抄節し、十一月一日～翌年二月末までの間、大人には一日米一升・錢十文、子どもにはその半ばを支給し、天候によっては半月間の延長も認めることが毎年恒例となったのである。なお臨安において、賑濟の際に支給される米の額は、今まで紹介した史料に記される通り、一日大人一人あたり一升というのが相場であった。また一回の賑濟で支給される米の総額は、飢えた人々の数、飢餓の状況に応じて異なるが、二、三千石～三十万石に及ぶこともあった。²⁴臨安では賑糶・賑濟は大規模に実施され、官側の財政的な負担も少なくなかった。

臨安では賑糶・賑濟の他に、施粥が行われることもあった。施粥とは飢民に対し、生存するのに最低限必要な量の稀粥（水粥）を無償で支給する措置であり、賑糶・賑濟用の米が不足した場合に実施された。ただ、施粥は米ではなく、粥という直ちに口にするのできる食物を提供するため、それを求める飢民のさらなる流入を招いてしまう等、問題が多く、通常は行われない、官にとって窮余の一策であった。²⁵臨安においても、施粥に関しては二例が検索されるのみである。第一の事例は『宋会要』食貨六〇―一三「恩恵」、乾道元年（一一六五）正月二十二日条に

權發遣臨安府薛良朋言、近緣浙西州軍水傷、尚有飢貧人戶、多在本府城内外求乞、窃慮闕食。本府欲、支撥常平義倉米斛、委官于近城寺院一十二処煮粥給散養濟。詔依。

とあり、権発遣臨安府薛良朋の上言により、隆興二年（乾道元年）にかけての飢餓の際に施粥が実施された。右の史料によれば、常平米の他、義倉²⁶の所蔵米まで出して、臨安近城の寺院十二箇所において施粥が行われたことが知られる。当時臨安で施粥が実施されたのは、これまで再三述べてきた如く、淮南や浙西等から数万人ともいわれる飢餓状態の流民が流入し、賑濟用の米が不足したからであろう。

上記以外にも、『宋会要』食貨六八―七七「賑貸」、淳熙八年（一一八一）九月二十八日条に

知臨安府王佐言、奉詔措置賑濟城外饑民、已於諸処寺院、差官監視煮糜粥、給散養濟、更乞撥省倉米三千石。從之。

とあり、知臨安府王佐の上言に基づき、臨安城外の飢民を対象として、諸処の寺院において施粥が実施された。施粥用の米には賑糶・賑濟用の倉庫である常平倉や豊儲倉（後述）の所蔵米でなく、本来皇族・官僚・兵士等の俸給米を収納する省倉²⁷の米が充てられていることからすると、やはり賑濟用の米が不足したため、やむなく施粥が行われたと見られる。なお臨安における施粥の際に、どの程度の額の米が支給されたのか不明である。臨安以外の都市や地域では、施粥の支給額は賑濟よりも少額で、一日大人一人あたり米五合以下が一般的であった²⁸というから、恐らく臨安でもその程度の額が支給されたと思われる。

賑糶・賑濟をはじめとする飢餓対策は、現実には胥吏の不正等、多くの問題をはらんでおり、そうした状況は臨安においても同様であった。臨安で実施された賑糶・賑濟に絡まる問題を紹介していくと、例えば賑濟において、壮健で生業を持ち、飢えてもいない者が、貧民と偽って錢米の支給を受けることがあった。臨安府の属県で行われた賑濟に関する史料であるが、『要録』卷一七八、紹興二十七年十月癸丑条に

権戸部侍郎林覚等言、冬月養濟、務在均給貧乏。今措置臨安府兩県在城兵官下公人及甲頭、如抄劄貧民姓名不実、

及詭名冒請錢米。…：先是右正言朱倬以浙西提舉官入對，論其弊，以為狡獪者拳家皆預支請，而貧窶者反見棄遺。とあって、賑濟の実施にあたり、貧民の姓名を抄劄する際に、貧民でない者が登録され、錢米を受け取っていたことが知られる。不正をはたらく人々は、現場で実務に当たる胥吏と結託していたであろう。かかる問題は、臨安の城内でも発生していたと推測される。また右の記事の続きには

上（高宗）諭大臣曰、聞官司不留意、多為胥吏冒請、可措置革弊、務令实惠及民。

とあり、現場の官が無関心なことにつけ込み、胥吏が錢米を不正に請求することが問題視されている。恐らく胥吏はそうして入手した錢米を着服したり横流ししたりして、私腹を肥やしていたのであろう。賑糶・賑濟が実施されたとはいえ、本当に飢え苦しむ人々には救濟の手が届かないというケースも多かつたと見られる。

これ等以外にも関連史料を通観すると、賑糶の際に富裕層や米商人が、飢えた人々を差し置いて賑糶米を買い占めてしまうという問題の発生していたことがうかがえる。或いは賑糶が行われる場（米の売場）が一日二時間程度しか開設されないため、賑糶米を購入できる者が限られてしまうとして、開場時間を延長するよう詔が下された事例も目睹される。場を管轄する官や胥吏の怠慢によるのであろうが、賑糶に関する問題としては、このようなものもあったのである。

2 賑糶・賑濟用倉庫の整備

臨安における賑糶・賑濟には、様々な倉庫の所蔵米が用いられた。臨安の倉庫については先行研究において言及がなされており、筆者もかつて拙稿において若干の検討を加えたので、ここでは専ら拙稿に依拠しながら通観するにどうめたい。賑糶や賑濟に当初用いられたのは、常平倉の所蔵米である。常平倉とは中央の司農寺に属し、本来穀価の

調整を機能とする倉庫であり、本錢を以て穀物を購入・貯蔵しておき、穀価が騰貴した際に賑糶を実施した。常平倉は北宋時代、新法の一つ青苗法と結びつくことによって広く普及し、王安石が引退し、神宗が崩御して旧法党政権になつてからも機能し続けた。ところが徽宗時代（一一〇〇～一一二五）になると、常平倉の本錢が花石の購入等に流用されてしまい、常平倉は機能しなくなった。

南宋時代に入ると、常平倉の本錢・貯蔵米は軍事費・軍糧に流用されて大幅に減少しただけでなく、新法に対する反動のため、常平倉そのものが一旦廃止された。常平倉は建炎二年（一一二八）には復活するが、総じて見れば、その後も本錢・貯蔵米は軍事費・軍糧に流用されたり、他の官司によって借用されたりすることが多かった。その一方で和糶等による米の補填が十分に行われなかつたため、常平倉はほとんど機能していなかつたと言われる。こうした状況は臨安の常平倉においても同様であり、常平倉の所蔵米を用いて賑糶・賑濟が行われたことを伝える史料は少なく、管見の限り紹興年間末から乾道年間（一一六五～七三）初めにかけて六例が、慶元五年（一一九九）に一例が目睹されるのみである。それ以外の賑糶・賑濟には、南宋前半においては省倉の、後半には後述する豊儲倉の所蔵米が多く用いられた。また常平倉の所蔵米が用いられるといつても、隆興二年（乾道元年）の飢餓の際、『宋会要』食貨六〇―一三「恩恵」、隆興二年十二月十二日条が載せる、権発遣臨安府薛良朋の上奏に

……常平米見管不多、照得、昨来于省倉下界糶場封樁米内借撥二万石、除撥到一千二百碩外、有一万八千八百碩、未曾取撥。欲望、行下省倉、照会挾本府今来賑給米数、逐旋応副、候散訖、具帳銷破、照依戸部、每料支二千碩、俵散尽絶、接続支給。

とあるが如く、常平倉の貯蔵米が少なく、需要を満たすことができないので、やむなく省倉下界から借撥することになつている米二万石のうち、既に借り出してしまつた千二百石を除く一万八千八百石を用いるという有様であつた。

臨安の常平倉は、慶元年間（一一九五～一二〇〇）以降、形骸化・有名無実化してしまつたと考えられる。³²⁾

南宋時代後半の臨安において、賑糶・賑濟用の倉庫の中心として機能したのは豊儲倉であり、特に乾道年間以降行われた賑糶・賑濟には、豊儲倉の所蔵米が多く用いられた。豊儲倉は紹興二十六年に新設され、常平倉と同じく中央の司糶寺に属した。豊儲倉が設置された当初の所蔵額は百万石であつたが、その後乾道六年に百三十万石、淳熙年間（一一七四～八九）末までに百五十万石に増加した。また淳熙七年には豊儲西倉が設置されている。なお淳熙九年以降、豊儲倉に対し、尚書右司員外郎が提領官として派遣され、司糶寺とは別途に運用を管轄するようになった。また朝廷（宰相）の許可なく所蔵米を支出することが禁止され、朝廷（宰相）が豊儲倉を強い監督・統制下に置くようになっていた。同時に豊儲倉所蔵米の省倉への流用も禁止された。これらは豊儲倉の重要性が強まつたために取られた措置である。

豊儲倉の所蔵米は、主に浙西路の米を和糶することによって調達されており、平時で浙西路が豊作の際には和糶が積極的に行われ、所蔵を増やそうとする努力がなされた。豊儲倉の実際の所蔵額としては、淳熙十五年に八十七万石という数字が残っており、『宋会要』食貨六八一九一「賑貸」、紹熙二年（一一九二）二月六日条に

詔、近日雪寒、細民不易、可令豊儲倉支米五万石、令戸部同臨安府守臣措置將城内外委係貧乏老疾之人、計口賑濟、務要実惠及民、具已賑濟人数聞奏。

とあり、『宋史全文』卷三四、淳祐七年（一二四七）六月甲辰条に

出豊儲倉米三十万石、以平糶備。

とある通り、多い時には賑濟で五万石、賑糶では三十万石にも及ぶ米が一度に支出された。また臨安府の属県の他、嚴州・衢州・紹興府・温州・台州・処州等における賑濟・賑糶に、臨安の豊儲倉の貯蔵米を充てている事例も存在す

豊儲倉の運用には余裕があったと見られるが、それでも臨安に大量の流民が押し寄せ、賑糶・賑済用の米に対する需要が急増したような時には、豊儲倉の所蔵米では不足することがあった。既に述べた通り、淳熙八年九月に省倉の所蔵米を用いて施粥が行われているのは、この時常平倉はもとより、豊儲倉の所蔵米も不足したためと考えられる。また嘉定元年十二月に米価が高騰し、細民が艱食するという事態が起こった時、米を調達すべく、後述するように官が勧分・招商・閉糶の禁止といった措置を取ったのも、常平倉・豊儲倉の所蔵米が不足し、賑糶・賑済の実施が困難になったことが原因であろう。

こうした賑糶・賑済用の米の不足に対処すべく、端平元年（一二三四）には浙西転運使によって端平倉、淳祐年間（一二四一―五二）に入ると知臨安府によって平糶倉・淳祐倉という倉庫が臨安に設置された。所蔵額は平糶倉が六十万石であるが、淳祐倉は百二十万石であったというから、豊儲倉と比べても決して小規模な倉庫ではなかったことになる。これらの倉庫は転運司や臨安府が管轄し、豊儲倉を補填する形で賑糶・賑済を実施した。『宋史全文』卷三二、端平三年七月癸巳条に

以久雨、詔出端平倉米千石賑糶、以平市直。

とあり、同書卷三五、宝祐四年（一二五六）二月庚午条に

以久雨、詔臨安府發平糶倉米二万石賑糶。

等とあるのはその一例である。³⁴

また南宋末の景定四年（一二六三）以降、浙西路において有名な公田法が実施されると、公田の租の一部が省倉・豊儲倉・端平倉・平糶倉・淳祐倉に収納された。公田の租は膨大であり、これらの倉庫が満杯になってしまったため、

倉庫は拡張された他、咸淳四年（一二二八）には咸淳倉という倉庫が新たに設置されている。咸淳倉は『咸淳臨安志』卷九「行在所録・監当諸局・咸淳倉」に

咸淳四年、朝廷議建廩、增貯公田歲入之米、乃捐錢買瓊華廢園、益以內酒庫柴炭屋地、命臨安守潛説友創建。凡為菽百、為間五百有二、為米六百萬石。

あり、所藏額が実に六百萬石という巨大な倉庫であった。因みにこの額は、北宋時代に東南六路（淮南・兩浙・江東・江西・湖南・湖北路）から都の開封へ毎年上供される米の定額六百二十萬石とほぼ同じである。³⁵

以上に述べた通り、臨安では、官は飢饉に対処するため巨大な倉庫の整備を通じて米の備蓄に努め、そうした米を用いた大規模な賑糶・賑濟を積極的に行った。かかる措置は、もとより飢民の増大に対処しようとしたものであるが、北宋時代の開封や杭州と比較して、臨安の特徴と云うことができよう。³⁶

3 勸分

勸分とは多額の米を保有する有力者に対し、官が賑濟もしくは賑糶を勸諭する措置を指す。³⁷臨安における勸分の事例として挙げられるのは『宋会要』食貨六八—一〇四「賑貸」、嘉定元年（一二〇八）十二月八日条の記事である。当時臨安では米価が一斗千文にまで騰貴し、細民が艱食しているにもかかわらず、「未だ施惠の令を聞かず」という状況であった。そこで臣僚が

乞令臨江（安の誤り）府守臣、以礼勸諭豪富蓄米之家、稍損時価、広行賑糶。宰執而下、顧募僉人、米数多者、亦時暫裁損、以備糶濟。

と上言し、「豪富蓄米の家」「宰執而下、雇募僉人の米数多き者」、即ち使用人等を多数抱え、そうした人々に給与と

して米を支払っている宰執以下の官僚や、大商人等に対し、賑糶を勸諭したのである。既に言及し、また後に詳述する如く、この時の勸分は招商・閉糶の禁止等の、米を調達する措置と同時に行われていることからすると、豊儲倉等に所蔵される賑糶・賑済用の米の不足が背景にあったと考えられる。勸分に際しては賞格が設けられ、賑糶・賑済の額に応じて官位・爵位が授与されたり、有官の者に対しては減磨勘が行われたりした。³⁸史料には記されていないが、この時も恐らく賞格に基づき報賞が実施された筈である。また勸分ではないが、臨安が飢餓に見舞われた時、官が有力者に対し、食糧の供出を要請することもあった。『宋季三朝政要』卷三、景定三年条に

京城大飢、馬光祖尹京、知榮王府積粟、一日往見、辭以故。次日往、亦如之。三日又往、卧於客次、榮王不得已見焉。馬厲声云、天下誰不知儲君為大王子。今民餓欲死、大王不以此時收人心乎。王以廩虛為辭。光祖探懷出片紙曰、某倉幾十萬。王辭塞、遂許三十萬石。光祖即令都吏領鈞批交、米活飢民甚衆。

とあり、飢餓の発生に際し、知臨安府の馬光祖が皇族の榮王趙興芮（理宗の父）に所蔵米を放出するよう依頼したところ、当初榮王は自らの保有する倉庫が空であると拒んだ。しかし馬光祖に説得され、やむなく所蔵米三十万石の放出を許可したため、その米は多くの飢民を生かした、というのはその一例である。

なお勸分とは読んで字の如く、建前上は官が賑済・賑糶を勸諭する措置であるが、実際には強制することがあり、³⁹それは臨安でも同様であった。嘉熙四年（一二四〇）の飢餓の様子を伝える『杜清猷公集』卷一一「上巳見筍子」に

官司再行科糶、夫豈得已前科未已、以後科繼至。大家之力亦已困匱、等戸淪落、愈見蕭條、甚非所以重根本也。とある。ここでいう科糶とは、名目上は勸分でありながら、実質的には戸等に應じて強制的に賑糶を課することを指していると考えられる。⁴⁰また史料の後半からは、科糶によって等戸、即ち戸等に組み込まれた戸の中に没落する者の出たことが知られる。実際の米の所蔵額を無視して強制的・機械的に賑糶を課したため、戸等の低い、いわゆる下戸で

米の所蔵が少ない者にとっては、賑糶用の米を入手すること自体が重い負担となったのであろう。そこでこの史料の続きには、

臣愚欲乞、陛下力節宮庭之費、量出内帑之儲、行下臨安府、抄筭細民之委實困極無聊者、優行賑給、以示九重憂民之意。陛下既以身率之、執政大臣豈無推楚令尹之心、毀其家、以紓國難者。其在外、執政之家受恩也。深積祿也。豐子孫享之、以恣淫佚、僕從窃之、以致富贏。今國步艱危、京民困餓、豈忍坐視不顧、而徒為盜賊之資。其近在輔畿、如明如婺、水路可通舟運無阻、若朝廷量其所有科降數目、令其運米至京城、照官備出糶、既非白敷、理宜樂聽。如有擁厚貲以自封殖、不恤國難、非臣子也。台諫論劾、重行譴謫、孰曰不可。其余侍從・卿監・監司・郡守之家、素以富聞者、次第施行、待浙西水運已通、其斟酌科糶亦如之、豈無數月之糧、可以接濟。京城等戸之再科者、且權行罷住、以俟他日。

とあり、杜範は執政以下、裕福な官僚に米を供出させる（賑濟・賑糶のいずれかは不明）とともに、浙東の明州・婺州から水路を利用して臨安へ米を運んで賑糶し、浙西からの水運が通じ、米を運び込むことができるようになるのを待てば、再び科糶を行わなくともすむ、と主張している。なお右の文中の「如し厚貲を擁して以て自ら封殖し、国難を恤えざる有れば、臣子にあらざるなり。台諫論劾し、重く譴謫を行うも、孰かならざると曰わん」という記述から、執政をはじめとする高官の中には、先に紹介した榮王と同様に、飢餓が発生していたにもかかわらず、救済活動を行おうともせず、米をはじめとする大量の財を貯め込む者のいたことがうかがえる。

4 招商、閉糶の禁止

招商とは、官が食糧の豊富な地域から商人（客商）を招致して食糧を運ばせ、食糧の不足している地域で販売させ

る措置である。臨安に関する招商の事例として『宋史全文』卷三六、景定二年九月丙戌条の記事が挙げられる。

上曰、広米平糶、已招誘客販、更令本路監司選官糶運、以応都民之乏。〔賈〕似道奏、謹遵聖訓。

即ち広州から客販、即ち客商を招致し、臨安で米を販売させるとともに、広州で官が米を買い上げ、臨安へ輸送し、住民の食糧不足を補おうというのである。なお招商が行われる時には、商人の移動を妨害することのないよう、閉糶の禁止令が併せて出されることが多かった。閉糶は過糶とも称され、地方官府が管内から食糧の持ち出しを禁止する措置である。閉糶の禁止令に関する史料として、前項でも紹介した『宋会要』食貨六八一—〇四「賑貸」、嘉定元年十二月八日条が載せる、勸分を求める臣僚の上言の続きに

諸郡有閉糶去処、從朝廷更加約束、嚴作懲治、庶幾客米日至。

とある。閉糶を厳しく取り締まり、客米、即ち客商の運搬する米が臨安へもたらされるのを妨げぬよう請われているのであり、この史料の後文によれば、上言は勸分とともに裁可されている。

その他では嘉熙四年の飢餓に際し、『宋史全文』卷三三、同年十月丙申条に

詔平江・嘉興府・安吉州、禁販米下海、其販至臨安府者、毋得過糶。

とある。「販して臨安府に至る者」とあるだけで客商と明記されていないが、この詔は浙西路の平江府・嘉興府・安吉州に対し、臨安へ米を販売に赴く客商の動きを過糶によって妨げることのないよう命じたものと解釈される。なお『宋史全文』卷三六、景定二年九月庚辰条に

詔、客販広米至都城近境者、照市価出糶官司、毋得拘勒。尋立賞格招誘。

とあり、広州から臨安へ米を携行してきた商人の米を、官は市価に照らして買い上げるよう詔が下されたことを伝える記事も存在する。ここでいう「拘勒」とは、官が商人から不当に安く米を買いたくことを意味しているのである

う。因みに官が招商を行う際には、買ったたきの禁止の他、臨安に関する事例には見られないが、商税の免除や賞格に基づく官位・爵位の賜与等の優遇措置も取られていた。^⑩

臨安に関して、招商・閉糶（遏糶）の禁止に関する記事は少なく、今のところ上記以外の史料を検索できない。臨安において官が実施する飢餓対策は、豊儲倉等の所蔵米を用いた賑糶・賑濟が中心となっており、勸分や招商、閉糶（遏糶）の禁止は、そうした米が不足した際の補填的・便宜的な措置であったと考えられる。

おわりに

臨安は「大饑」「大荒」等と称される、大規模且つ深刻な飢餓にしばしば見舞われ、餓死する者が出た他、子ども
の遺棄や前途を悲観しての一家心中が起こつたり、食糧を購うための身売りや喫人・人肉売買までが行われたりした。
こうしたことは、繁榮というイメージとは全く異なる、臨安の暗部と言うことができよう。

臨安の飢餓は、主に飢民の増大及び食糧供給の減少によって発生した。飢民を増大させる原因として、下層民が冬
期や長雨等の際に失業する、火災等によって失所する、流民が流入する、等が挙げられる。食糧供給の減少は、浙西
路をはじめとする米の供給地が天災に見舞われ生産が低下する、供給地の米が軍糧に回される、供給地から臨安への
米の輸送に支障が生じる、等に起因していた。特に餓死者の出るような深刻且つ大規模な飢餓は、金・モンゴルとの
戦争や天災の発生に伴い、戦場・被災地から大量の飢えた流民が臨安へ流入する、浙西路等からの食糧供給が減少す
る、という事態が重なった時に発生したと見られる。即ち飢餓の発生には外的な原因が強く作用しているのであり、
特に金・モンゴルとの戦争の際に大量の流民が流入し、それに伴い重大な飢餓が発生しているのは臨安の特徴といえ

よう。また米の主要な供給地であった浙西路の天災と、飢餓の発生とがリンクしているのも臨安の特徴であり、浙西地域と臨安との結びつきの強さがうかがえる。

臨安において官が実施する飢餓対策のうち、中心となったのは賑糶・賑濟であり、必要な米を備蓄するため、豊儲倉をはじめとする巨大な倉庫が増設された。賑糶・賑濟用の倉庫を整備して米の備蓄に努め、その米を用いて大規模な賑糶・賑濟を行ったことは、臨安の飢餓対策の特徴と見なされる。臨安では勸分・招商・閉糶の禁止等の対策も取られたが、それらは官側で賑糶・賑濟用の米が不足した時の、便宜的・補填的措置であったと考えられる。もともと賑糶・賑濟の現実的な運用面においては問題も多かつたようであり、飢えに苦しむ人々にどの程度救済の手が届いていたのかについては疑問な部分もある。賑糶・賑濟以外の飢餓対策においても、例えば勸分が実質的には強制化し、下戸を苦しめる等の問題が生じていた。

今後の課題として、飢餓の背景や原因、対策等を、開封をはじめとする他の宋代の都市、或いは他の時代の都市と本格的に比較してみる事が挙げられる。そのような作業を通じて、臨安の持つ特徴をより一層鮮明にすることができらるであろう。また飢餓は災害の一種とも見なされるが、臨安は飢餓以外にも火災・疫病・水害等、多くの災害に見舞われた。火災については既に専論が存在するけれども、それ以外の災害の状況と対策に関しては、まだ検討を加える余地が残されているようである。さらに臨安では深刻な飢餓に襲われつつも、明末以降の都市に見られる搶米のような大規模な暴動が発生した形跡は認められない⁴³。その理由に関して、飢餓対策や都市に住む下層民勢力の発展等と絡めて、今後通時的に検討する必要がある。また今回は官主導で実施された飢餓対策の検討にとどまり、官僚・士人・裕福な商人等が個人的に行った飢餓の救済については言及することができなかった。この点も検討を要する課題である⁴⁴。

註

- (1) 臨安の火災については木良八洲雄「南宋臨安府における大火と火政」(『人文論究』四〇—二、一九九〇年)、水利に関しては西岡弘晃「南宋杭州の都市水利」(『中国水利史研究』二二二、一九九二年、後「中国近世の都市と水利」、中国書店、二〇〇四年に再録)がさしあたり専論として挙げられる。また治安問題については拙稿「南宋の国都臨安の建設——紹興年間を中心として——」(『宋代史研究会研究報告第八集 宋代の長江流域——社会経済史の視点から——』、汲古書院、二〇〇六年)、「南宋時代後半の臨安における都市行政と『臨安志』」(愛媛大学「資料学研究会」編「歴史の資料を読む」、創風社、二〇一三年)において検討を加えた。
- (2) 寺地遵「南宋末期、公田法の背景」(『史学研究』二二二、二〇〇一年)。
- (3) 主な研究として今堀誠二「宋代冬季失業者救護事業」(『東洋学報』三九—三、一九五六年、後「中国史の位相」、勁草書房、一九九五年に再録)、梅原郁「宋代の救済制度——都市の社会史によせて——」(中村賢二郎編『都市の社会史』、ミネルヴァ書房、一九八三年)、王德毅「宋代災荒的救済政策」(台湾商務印書館、一九七〇年)、張文「宋朝社会救済研究」(西南師範大学出版社、二〇〇一年)、姚培鋒・陳国燦「南宋時期江浙城市的貧困救助」(『浙江学刊』二〇一一年—四)、陳国燦「論宋代江南城市的社会救助」(『江西社会科学』二〇一一年—二)等が挙げられる。
- (4) 飢餓・饑饉の呼称と程度については、同右張著書、三七—三九頁による。
- (5) 『宋会要』食貨六〇—一五「恩恵」、乾道元年四月二十二日条。
- (6) 南宋時代、臨安を含む江南で流行した疫病については、岡元司「疫病多発地帯としての南宋期両浙路——環境・医療・信仰と日宋交流——」(文部科学省科学研究費特定領域研究 東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成 現地調査研究部門報告書「東アジア海域交流史 現地調査研究——地域・環境・心性——」三、二〇〇九年、後『宋代沿海地域社会史研究——ネットワークと地域文化——』、汲古書院、二〇一二年に再録)、朱德明「南宋時期浙江医薬的發展」(中医古籍出版社、二〇〇五年)、張全明「南宋時期疫災の時空分布及其特点」(『浙江学刊』二〇一一年—二)等において検討がなされている。
- (7) 南宋臨安における米価の動向は、衣川強「官僚と俸給——宋代の俸給に関する統考——」(『東方学報』京都四二、一九七一年、後『宋代官僚社会史研究』、汲古書院、二〇〇六年に再録、著書の四〇六—四〇九頁)による。

- (8) 臨安で流行した疫病に関しては、註(6)所載の論考を参照した。
- (9) 下層民の数については拙稿「南宋臨安の下層民と都市行政」(『愛媛大学法文学部論集人文科学編』二二、二〇〇六年)、一三二―一三三頁による。
- (10) 臨安の短期的な(季節的な)米価変動とその背景については、今後さらなる検討を加える必要があるが、汪聖鐸「南宋粮価細表」(『中国社会経済史研究』一九八五年―三)、龍登高「宋代粮価分析」(『中国经济史研究』一九九三年―一)、宮澤知之「宋代の価格と市場」(『宋元時代史の基本問題』、汲古書院、一九九六年、後『宋代中国の国家と経済』、創文社、一九九八年に再録)等によれば、通常米価は夏の収穫期に下がり、冬から翌年の春夏の交、いわゆる青黄未接の際に最も高騰した。騰貴率はいずれも一・五―二倍程度であったという。こうした状況は臨安でも同様であったと考えられる。また臨安では、米の供給地である浙西等が凶作に見舞われた場合、やはり米価は騰貴した。官が和糶を行う際、或いは浙西から臨安へ米を積んだ船舶が航行する大運河が閉塞し、輸送に支障が生じた場合等にも米価は騰貴した。さらに会子が発行されて減価し、減価した会子で米価が表示される際にも騰貴が見られた。
- (11) 臨安を襲った災害の概要については、さしあたり『宋史』卷六一―六七「五行志」、佐藤武敏『中国災害史年表』(国書刊行会、一九九三年)、孟昭華『中国災荒史記』(中国社会出版社、一九九九年)等によってうかがうことができる。
- (12) 開禧二年(一一〇六)五月、嘉定元年九月にかけて宋金間で戦争が行われた際、『宋史』卷六七「五行志」に「嘉定元年、淮民大饑食草木、流於江浙者百万人」とあり、淮南から百万人の人々が江南へ流入したという。
- (13) 一例として『歴代名臣奏議』卷六一「治道」所載の、理宗時代に行われた牟子才の上奏に
- 惟兩淮流離、分布數郡、且在吾邦域中矣。雨暘時而年穀登、則生理安、而心志定。今種不入土、穡事荒唐、飢寒之憂迫、逐其後流離轉徙、就食他鄉、亦其勢之必至也。旬日以來、漸聞有自京口而遷毗陵者、流轉不已、則自毗陵而蘇・湖、自蘇・湖而杭・秀、駸駸迫我畿甸。
- とある。この上奏は子才が太常博士の時になされたものであるが、『宋史』卷四一一本伝によると、子才が太常博士に遷せられたことを伝える記事の前段に、左丞相李宗勉・右丞相史嵩之の名が見えている。『宋史』卷四二理宗本紀によれば、両者が左丞相・

右丞相に任命されたのは、既に金が滅亡し、モンゴル帝国と南宋との間に戦端がひらかれた後の嘉熙三年正月のことであり、従つて子才の上奏に見える淮南からの流民も、モンゴル帝国と南宋との戦争に伴い発生したと考えられる。

(14) 蘇軾の知杭州在任期間は『咸淳臨安志』巻四六「秩官」による。

(15) 周密の『癸辛雜識統集』上「杭城食米」には「杭城除有米之家、仰糶而食凡十六七万人、人以二升計之、非三四千石不可以支一日之用。而南北外二廩不与焉、客旅之往来又不与焉」とあり、臨安の住民が購入し、食用とする米は、城内だけで一日三千、四千石に及んでいたとの記述も見られる。なお臨安へ運び込まれる米には、官によって調達され、皇族・官僚・兵士等の俸給に充てられるものもあった。

(16) 『夢梁録』巻一六「米鋪」。

(17) 長井千秋「淮東総領所の財政運営」(『史学雑誌』一〇一七、一九九二年)、二二―二三頁、斯波義信「長江下流域の市糶問題」(『宋代江南経済史の研究』、東京大学東洋文化研究所、一九八八年)、二五〇頁。

(18) 嘉定元年、二年の飢饉も、隆興二年、乾道元年の飢饉に関するほど証左があるわけではないが、やはり背景には流民の大量流入、米の大幅な供給減少が存在したようである。まず開禧二年、嘉定元年にかけての宋金戦争に伴い、註(12)で指摘した如く、淮南から百万人とも称される流民が江南へ流入し、その一部は臨安にも流れ込んだ。また嘉定二年には浙西路が大旱に見舞われた他、淮東・淮西・江東・湖北路も旱害に襲われ(『宋史』巻六六「五行志」)、そこから発生した流民も臨安へ流入した。流民の数に關して、嘉定元年十二月には淮南・江浙からの流民五百六十戸、二千八十一人が臨安城内外の客店・寺院に安泊しており、嘉定二年四月には淮南・江浙からの流民八百五十戸、三千六百七十六人を本貫へ帰したとの史料が目睹される(『宋会要』食貨六八―一〇四―一〇五「賑貸」、嘉定元年十二月十八日条、二年四月四日条)。ただしこれらは官が把握している流民であり、実際の数はこれよりもはるかに多かつたであろう。流民は着の身着のままの飢饉状態にあり、また臨安在住の下層民の中には、冬になると飢える者が増加した筈である。

このように臨安で飢饉状態の人々が急増していたにもかかわらず、浙西路では対金戦争中、軍糧を調達するため和糶が行われた。和糶された米の具体的な額は不明であるが、開禧三年には和糶米を貯蔵するため、百万石を収納する百万西倉が平江府に設置さ

れたという(同右斯波論文、二五〇頁)から、この時和糶された米の巨額さが窺知されよう。このように戦争中には和糶が実施され、大量の米が軍糧用に買い上げられてしまったが、嘉定元年九月に戦争が終結した翌年の嘉定二年には、右に述べた通り、米の供給を依存していた浙西路の他、淮東・淮西路も旱害に遭い、米の生産が低下した。これらの事情によって、臨安への米の供給は大幅に減少したと考えられる。

(19) 飢餓対策として、これらの他に例えば流民の帰郷・帰業、米を臨安へ円滑に運搬させるための大運河の整備等も挙げられるが、それらに対する検討は紙幅の都合もあるため、別の機会に譲る。

(20) 『宋会要』食貨六八―一〇六「賑貸」、嘉定二年(一一二〇九)十二月十四日条。

(21) 曹職官とは、臨安府に属する司理参军・司戸参军等のいわゆる曹官のことであろう。廂官とは臨安城内外に設けられた、警察・防火・消防管区に相当する廂の管轄官である。

(22) 臨安の救済施設については註(9)拙稿、一二九―一三三頁を参照されたい。

(23) 紹興年間に行われた乞丐等に対する賑濟については、註(3)張著書、二四三―二四五頁に詳しい。

(24) 『宋会要』食貨五八―一二「恤災」、慶元元年正月二十六日条、食貨六八―一〇四「賑貸」、嘉定元年十二月十八日条、『宋史全文』卷三四、淳祐七年(一二四七)六月甲辰条等。

(25) 註(3)張著書、一〇九―一一頁。

(26) 義倉は北宋初めの建隆四年(九六三)、全国に設置され、農民が税一石を納入する毎に一斗、即ち一割を義倉に納めさせ、凶作の時にはそれを賑濟・賑糶に充てることとされた。しかし官の経営が杜撰で、所蔵の穀物が他の使途に流用されることが多いため、長続きせず、その後も置廃を繰り返した。南宋時代になると、義倉は後述する常平倉と同じく、ほとんど形骸化・有名無実化したといわれ、臨安の義倉も同様であったと推察される。さしあたり『宋会要』食貨五三・六二「義倉」を通観しても、特に乾道年間以降、臨安の義倉が機能していた形跡は認められない。宋代の義倉については星斌夫『中国の社会福祉の歴史』(山川出版社、一九八八年)、三二―三三頁、註(3)張著書、四六―五〇頁等を参照した。

(27) 臨安の省倉は上界・中界・下界の三倉からなり、収蔵額はそれぞれ百五十万石であった。省倉については拙稿「南宋臨安の倉庫」

『愛媛大学法文学部論集人文科学編』三五、二〇一三年）、五八～六九頁を参照されたい。

(28) 註(3) 張著書、一〇九頁。

(29) 『宋会要』食貨六八―七六「賑貸」、淳熙七年八月十三日条。

(30) 『宋会要』食貨六八―七六「賑貸」、淳熙七年八月二十一日条。

(31) 註(2) 寺地論文、今堀誠二「宋代常平倉」、『史学雑誌』五六―一〇・一一、一九四五年、後「中国史の位相」に再録、同「宋代常平倉」(『歴史学研究』一一八・九・二〇、一九四二年、後「中国史の位相」に再録)、註(26) 星著書、註(3) 張著書、註(27) 拙稿等。

(32) 以上、常平倉については同右拙稿、六九～七〇頁による。

(33) 以上、豊儲倉については同右拙稿、七一～七七頁による。

(34) 以上、端平倉・平糶倉・淳祐倉については同右拙稿、七七～七九頁による。

(35) 以上、公田法・咸淳倉については同右拙稿、八〇～八三頁による。

(36) 北宋の元祐年間(一〇八六～九三三)、杭州を含む浙西一帯が水害・旱害に襲われ饑饉に陥った際、知杭州の蘇軾が行った飢餓対策は、常平倉の所蔵米を用いた賑糶であった。これは賑糶・賑濟用の主な倉庫が他になかったためであり、また米を無償で給与する賑濟を行ったのでは、後に何も残らないからであったという。蘇軾の施策については近藤一成「知杭州蘇軾の救荒策——宋代文人官僚政策考——」(『宋代史研究会研究報告第一集——宋代の社会と文化——』、汲古書院、一九八三年、後『宋代中国科挙社会の研究』、汲古書院、二〇〇九年に再録)に詳しい。

(37) 勸分に関する専論として李華瑞「勸分与宋代救荒」(『中国経済史研究』二〇一〇年―一)が挙げられる他、註(3) 張著書等においても検討がなされている(一二六～一三四頁)。

(38) 勸分の賞格の内容や対象者については、同右李論文、五四～五六頁、張著書、一二七～一二九頁等において検討が加えられている。南宋では、賞格は紹興元年・乾道七年に発布され、特に後者が以後の基準となった。また両者を比較すると、後者は前者に比べ、勸分に応じた者に対する優遇の度が高まっているといわれる。嘉定二年には免役も賞格に組み入れられている。

(39) 勸分の強制化とその弊害については、同右李論文五七〇六一頁、張著書二二九―三四頁において検討がなされている。それらによれば、勸分の強制は北宋の真宗時代（九九七―一〇二二）から既に見られるが、南宋時代に入ると一層顕著となり、有力者だけでなく、中下戸に対しても行われるようになったという。

(40) 科糶については郷村の事例であるが、董炯の『救荒活民書』卷二「勸分」に

一、淳熙間、臣寮上言、州県荒政、所謂勸分者、蓋以豪家富室、儲積既多、因而勸之賑發、以惠窮民、以濟鄉里、此亦所当然。臣訪問、去歲州県勸論賑糶、乃有不問有無、只以戸等高下、科定數目、俾之出備賑糶。於是吏乘為姦、多少任情、至有人戸名係上等、家実貧窘、至鬻田糶米、以応期限、而豪民得以計免者。其余乘日中之急、濟其姦利、縁此多受其害。

とあり、現実の米の所藏額を無視して、戸等に基づき強制的・機械的に勸分の名目で賑糶を割り当てるため、田地を売り払ってまで賑糶用の米を入手しなければならぬ者がいる一方、米を豊富に所藏している豪民には策を弄して賑糶を免れる者がいたと記されている。また現場で実務にあたる胥吏の不正も多く、それが事態を悪化させていたこともうかがえる。そして右の史料の続きには

臣窃見、朝廷重立賞格、勸論賑糶、已是詳備、所有用等則科糶、理宜禁止。臣愚欲望、睿旨下諸路漕臣、嚴戒所部、如有依前用等則科糶、即許按劾。仍許人戸越訴、重作施行、尋得旨、止行勸論、毋得科抑、則聖意誠知科抑之弊擾民矣。

とあり、科糶、即ち戸等に応じて強制的に賑糶を課すことを禁止し、あくまでも勸論によって賑糶を行わせるよう奏請がなされている。郷村では勸分の名を借りた賑糶の強制が科糶と呼ばれ、大きな問題となっていたのである。「上已見劄子」に見える科糶も、郷村におけるものと同様に、名目上は勸分でありながら、実質的には賑糶を強要することを指していると思われる。

(41) 閉糶は、商人が凶作の時に食糧の価格騰貴を見越して売り惜しみをすることを指す場合もあり、その際には斂糶とも呼ばれた。閉糶の語義用法については、日野開三郎「唐代の閉糶と禁銭」〔『史淵』一九、一九三八年、後「日野開三郎東洋史学論集」五、三一書房、一九八二年に再録〕、金勇強・熊梅「灾荒中的粮食流通困局…宋代遏糶与禁遏糶現象考察」〔『中国農史』二〇一三年一三三〕等において検討がなされている。後者は語義以外にも、宋代の遏糶に対して網羅的な検討を加えている。

(42) 註(37) 李論文、五五―五六頁。

(43) 明清時代の搶米に関しては、例えば堀地明『明清食糧騷擾研究』（汲古書院、二〇一一年）が史料を博搜した上で詳細な検討を行っている。本書は都市における飢餓の状況や対策についても詳しい検討を加えており、参考になる部分が多い。

(44) 臨安を含む宋代の都市において、官僚・士人・裕福な商人等が個人的に行った貧民・飢民に対する救済については、例えば註(3)「論宋代江南城市の社会救助」において言及がなされている(二八―一九頁)が、その実態や官が実施した対策との関係等、今後さらに検討を深めるべき点も多いと思われる。